

## 病院内保育所運営費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、医療従事者の離職の防止及び再就業の促進を図るため、病院内保育所運営事業を行う事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「病院内保育所運営事業」とは、別表第1の種別の欄に掲げるいずれかの種別に該当する病院内保育所を運営する事業をいう。
- (2) この要綱において「病院内保育所」とは、病院又は診療所（以下「病院等」という。）に勤務する職員の委託を受けて、当該病院等の開設者が乳児又は幼児（以下「乳児等」という。）を保育する施設をいう。
- (3) この要綱において「事業者」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者（地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (4) この要綱において「病児等保育」とは、別表第2の基準を満たす保育をいう。
- (5) この要綱において「緊急一時保育」とは、別表第3の基準を満たす保育をいう。
- (6) この要綱において「児童保育」とは、別表第4の基準を満たす保育をいう。
- (7) この要綱において「休日保育」とは、次に掲げる日（病院等の管理者が診療日として掲示している日を除く。）に行う保育をいう。
  - ア 日曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）
- (8) この要綱において「延長保育」とは、11時間を超えて行われる保育のうち、その超えた部分の保育（1時間以上行われるものに限る。）をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表第1に掲げるとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 経費所要額調書（様式第2号）
  - ウ 保育士等職員給与費明細書（様式第3号）
  - エ 事業計画書（様式第4号）
  - オ 利用児童数及び利用職員数調書（様式第5号）
  - カ 資金状況調べ（様式第6号）（アの申請書が概算払承認申請書を兼ねる場合に限る。）
  - キ 委託契約書の写し（病院内保育所の運営を委託している場合に限る。）

- ク 病院内保育所の運営方法及び利用料金を定めた規則等
- ケ 病院内保育所運営事業に係る収支の見込みを明らかにする書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
  - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合で、次のいずれかに該当するとき。
    - ① 事業主体の変更
    - ② 病院内保育所の設置場所の変更
    - ③ 総事業費の20パーセントを超える変更
  - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) この補助金に係る対象経費につき重複して、補助金その他の金銭の交付を受けてはならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第7号）
- イ 変更経費所要額調書（様式第2号）
- ウ 保育士等職員給与費明細書（様式第3号）
- エ 変更事業計画書（様式第4号）

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第8号）
- イ 経費精算書（様式第2号）
- ウ 保育士等職員給与費明細書（様式第3号）
- エ 事業実績書（様式第4号）
- オ 利用児童数及び利用職員数調書（様式第5号）
- カ 委託費の精算書（病院内保育所の運営を委託した場合に限る。）
- キ 病院内保育所運営事業に係る収支の状況を明らかにする書類

(2) 提出期限

補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第9号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

ア 概算払請求書（様式第9号）

イ 資金状況調べ（様式第6号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第10号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年1月23日告示第55号）

この告示は、公示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則（平成21年12月4日告示第937号）

この告示は、公示の日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。

附 則（平成22年9月14日告示第633号）

この告示は、公示の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附 則（平成23年8月23日告示第634号）

この告示は、告示の日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年10月26日告示第876号）

この告示は、告示の日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年1月16日告示第23号）

この告示は、公示の日から施行し、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月20日告示第182号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日告示第227号）

この告示は、公示の日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

種別	補事の要の助の対の象の費	対象経費	基準	補助額	補助額
A型	<p>次に掲げる要件を満たし、かつ、他の種別でないこと。</p> <p>(1) 保育する乳児等が1人以上であること。</p> <p>(2) 保育する時間が1日当たり8時間以上であること。</p> <p>(3) 保育に着手する保育士及び保育助手(保育士以外の者で直接保育に着手しているものをいう。)以下(保育士等)が2人以上であること。</p> <p>(4) 乳児等1人当たりの保育料の月額が10,000円以上であること。</p>	<p>病院内保育所運営事業に要する経費のうち保育士等の人件費及び経費(保育士等の人件費を除く部分に限る。)</p>	<p>次により算出した額の合計額とする。</p> <p>(1) 基本額  <math>2 \times 225,600 \text{円} \times \text{当該年度運営月数} - \text{保育料収入相当額}</math>                      ただし、設置後3年を経過した病院内保育所については、次に掲げる負担能力補填に当たじた調整率を、上記により算出した額に乗じて得た額を基本額とする。</p> <p>5未満 1                      5以上20未満 0.8                      20以上 0.6</p> <p>(2) 夜間加算額 24時間保育を行っている病院内保育所に限る。  <math>23,410 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(3) 病児等保育加算額 (病児等保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>201,000 \text{円} \times \text{当該年度運営月数}</math> (当該年度の延利用児童数が10人以上の場合には、<math>243,000 \text{円} \times \text{当該年度運営月数}</math>)</p> <p>(4) 緊急一時保育加算額 (緊急一時保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>20,720 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(5) 児童保育加算額 (児童保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>10,670 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(6) 休日保育加算額 (休日保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>11,630 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(7) 延長保育加算額 (延長保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>1,640 \text{円} \times \text{当該年度運営時間数}</math></p>	<p>対象経費の算出に際しては、(1)から(7)までの額の合計額に3分の2を乗じて得た額と、基本額の1)から(7)までの額の合計額に3分の2を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)以内</p>	
B型	<p>次に掲げる要件を満たし、かつ、他の種別でないこと。</p> <p>(1) 保育する乳児等が10人以上であること。</p> <p>(2) 保育する時間が1日当たり10時間以上であること。</p> <p>(3) 保育に着手する保育士等が4人以上であること。</p> <p>(4) 乳児等1人当たりの保育料の月額が10,000円以上であること。</p>		<p>次により算出した額の合計額とする。</p> <p>(1) 基本額  <math>4 \times 225,600 \text{円} \times \text{当該年度運営月数} - \text{保育料収入相当額}</math>                      ただし、設置後3年を経過した病院内保育所については、次に掲げる負担能力補填に当たじた調整率を、上記により算出した額に乗じて得た額を基本額とする。</p> <p>5未満 1                      5以上20未満 0.8                      20以上 0.6</p> <p>(2) 夜間加算額 24時間保育を行っている病院内保育所に限る。  <math>23,410 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(3) 病児等保育加算額 (病児等保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>201,000 \text{円} \times \text{当該年度運営月数}</math> (当該年度の延利用児童数が10人以上の場合には、<math>243,000 \text{円} \times \text{当該年度運営月数}</math>)</p> <p>(4) 緊急一時保育加算額 (緊急一時保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>20,720 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(5) 児童保育加算額 (児童保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>10,670 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(6) 休日保育加算額 (休日保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>11,630 \text{円} \times \text{当該年度運営日数}</math></p> <p>(7) 延長保育加算額 (延長保育を行っている病院内保育所に限る。)  <math>1,640 \text{円} \times \text{当該年度運営時間数}</math></p>		

<p>C型</p>	<p>次に掲げる要件を満たし、かつ、他の種別でないこと。</p> <p>(1) 保育する乳児数が30人以上であること。</p> <p>(2) 保育する時間が1日当たり10時間以上であること。</p> <p>(3) 保育に従事する保育士数が10人以上であること。</p> <p>(4) 乳児等1人当たりの保育料の月額が10,000円以上であること。</p>	<p>次により算出した額の合計額とする。</p> <p>(1) 基本額  <math>6 \times 225,600 \text{円} \times \text{当該年度運営月数} - \text{保育料収入相当額}</math>  ただし、設置後3年を経過した病院内保育所については、次に掲げる負担能力指数に応じた調整率を、上記により算出した額に乗じて得る額を基本額とする。</p> <p>5未満 1  5以上20未満 0.8  20以上 0.6</p> <p>(2) 夜間加算額 (24時間保育を行っている病院内保育所に限る。)</p> <p>23,410円×当該年度運営日数</p> <p>(3) 病児保育加算額 (病児保育を行っている病院内保育所に限る。)</p> <p>201,000円×当該年度運営月数 (当該年度の延床利用児童数が10人以上の場合は、243,000円×当該年度運営月数)</p> <p>(4) 緊急一時保育加算額 (緊急一時保育を行っている病院内保育所に限る。)</p> <p>20,720円×当該年度運営日数</p> <p>(5) 児童保育加算額 (児童保育を行っている病院内保育所に限る。)</p> <p>10,670円×当該年度運営日数</p> <p>(6) 休日保育加算額 (休日保育を行っている病院内保育所に限る。)</p> <p>11,630円×当該年度運営日数</p> <p>(7) 延長保育加算額 (延長保育を行っている病院内保育所に限る。)</p> <p>1,640円×当該年度運営日数</p>	<p>保育料収入相当額及び負担能力指数の算出の方法は、別に定める。</p>
-----------	---	--	---------------------------------------

備考 保育する乳児等の人数、保育に従事する保育士等の人数、乳児等1人当たりの保育料の月額、運営月数、保育料収入相当額及び負担能力指数の算出の方法は、別に定める。

別表第2 (病児等保育の実施に係る基準)

保育の種別	病児等保育
対象児童	(1) 医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な保育所（病院内保育所を含む。以下同じ。）に通所している児童で、かつ、保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭その他の社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童 (2) 保育所に通所している児童ではないが、(1)と同様の状況にある児童（小学校低学年までの児童に限る。）
対象疾患	感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳児等が日常罹患する疾患、麻疹、水痘、風疹等の感染性疾患、喘息等の慢性疾患、骨折等の外傷性疾患等
保育日数	原則として連続して7日まで保育することができるものとするが、児童の健康状態についての医師の判断及び保護者の状況により必要と認められる場合には、7日を超えて保育できるものとする。
施設	児童の静養又は隔離の機能を持つ安静室を設けていること。また、安静室は児童が2人以上横臥でき、かつ、1人当たりの面積が原則として1.65㎡以上であること。
職員配置	病児等保育を専門に担当する職員として、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を1人以上配置すること。なお、児童数が2人を超える場合には、児童2人につき看護職員1人の配置を基本とすること。
保育	(1) 児童の受入れに当たっては、当該病院等の医師から当該児童を病児等保育の対象として差し支えない旨の確認を受けること。 (2) 体温の確認等その健康状態を的確に把握し、児童の病状に応じて安静を保てるように処遇内容を工夫すること。 (3) 他の児童への感染の防止に配慮すること。 (4) 市町等の保育担当部局及び病院内保育所の周辺の保育所等と情報交換を行い、適切に児童の受入れを行うこと。
利用事務手続等	利用に当たっては、保護者の利便を考慮して弾力的な運用を図り、受入体制に支障のない限り、速やかに利用の決定を行うこと。この場合において、特に緊急を要する場合にあっては、利用申請等の書面による手続は、事後であっても差し支えないものとする。
保育料	病児等保育の実施に係る費用は1日当たり3,200円以内とし、保護者から徴収するものとする。ただし、飲食物に係る費用を別途徴収することは妨げない。

別表第3（緊急一時保育の実施に係る基準）

対 象 児 童	24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している病院等に勤務する職員の児童であって、病院等からの緊急呼び出しにより勤務を要することにより家庭で育児を行うことが困難なもの（小学校低学年までの児童に限る。）。
対 象 と な る サ ー ビ ス	24時間保育を実施していない病院内保育所を設置している病院等が、予め保育サービスを提供する事業者と契約を行い、対象児童を保育したことにより病院等がその利用に要する費用の全部又は一部を負担した場合の当該保育
緊急一時保育 の 対 象 と な る 保 育 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	認可外保育施設、民間ベビーホテル、民間ベビーシッター会社、家庭福祉員及び家政婦（夫）等の保育サービス提供事業者（公立保育所、認可保育所、都道府県及び市町村並びに家族（父母、兄弟姉妹及び祖父母をいう。）その他同居の親族を除く。）

別表第4（児童保育の実施に係る基準）

対 象 児 童	病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校に就学している児童（以下「放課後児童」という。）
施 設	児童保育を行うために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設けて、放課後児童の衛生及び安全を確保することとする。
職 員 配 置	放課後児童の保育に専従する職員（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。以下「児童保育専従職員」という。）を1名以上配置すること。